



～各種休業編①（育児休業を除く）～



職員が取得可能な休業は？



取得可能な休業は次のとおりです。

①大学院修学休業②修学部分休業③自己啓発等休業④配偶者同行休業⑤高齢者部分休業



大学院修学休業は教育公務員特例法第26条に規定する職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭)のみ。



大学院修学休業・修学部分休業・自己啓発等休業の違いは？

休業の種類	キーワード	休業の期間
大学院修学休業	・専修免許状の取得	3年を超えない範囲
修学部分休業	・教育施設における修学 ・勤務時間の一部	2年を超えない範囲
自己啓発等休業	・大学等課程の履修 ・国際貢献活動	大学等課程：2年又は3年を超えない範囲 国際貢献活動：3年を超えない範囲



採用2年目の職員(採用前の教員経験なし)が大学院修学休業を取得することは可能か？



大学院修学休業を取得するための要件は次のとおりです。

①専修免許状の取得を目的としていること。

②取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状を有していること。

※小学校教諭専修の場合⇒小学校Ⅰ種所有 養護教諭専修の場合⇒養教Ⅰ種所有

③取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法に規定する最低在職年数を満たしていること。

⇒今回は、③の最低在職年数(3年)の要件を満たしていないため、取得できません。



条件付採用期間中・臨時的任用・初任者研修を受けている者は休業の対象外です。



大学院修学休業を申請する場合の書類の提出先・期限は？



手順①：「大学院修学休業希望調書」の提出

提出先：申請職員⇒学校長⇒道教委(教職員課)

提出期限：大学院等入学試験の日の2か月前

対象者の適否：道教委から学校長へ通知(審査結果「適」の場合手順②へ)



手順②：「大学院修学休業許可申請書」及び「大学院修学休業許可上申書」の提出

提出先：申請職員(申請書)⇒学校長(申請書+上申書)⇒道教委

提出期限：休業開始日の前日から起算して2週間前

許可の場合：道教委から申請職員へ大学院修学休業許可書を交付する。

各種休業編②へ続く

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードからご応募ください！（道立学校のみ）

（応募用URL⇒<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※応募数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です